

函館大谷短期大学学生特別支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法および障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令ならびに障害者の権利に関する条約の定めに基づき、本学学生への合理的配慮に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、合理的配慮が必要な学生（以下「要支援学生」という。）は、次に掲げる学生をいう。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があり、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- (2) その他学生特別支援室長が必要と認める学生

(責務)

第3条 学長は、要支援学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより、当該学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な合理的配慮の提供（以下「配慮」という。）の提供を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第4条 学科長は、学科内において要支援学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより当該学生の権利利益を侵害することのないよう、学生特別支援委員会（以下「支援委員会」という。）が定める合理的配慮を実施しなければならない。

第5条 教職員は、学科内において要支援学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより当該学生の権利利益を侵害することのないよう、支援委員会が定める合理的配慮の提供に努めなければならない。

(合理的配慮の申し出)

第6条 要支援学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援を申し出ることができる。

第7条 合理的配慮の申し出は、学生特別支援室長（以下「支援室長」という。）が受理し、要支援学生の教育的ニーズおよび意思について十分な聴取を行い、支援委員会に報告しなければならない。

(支援計画の策定)

第8条 支援委員会は、要支援学生の合理的配慮の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重したうえで、関係各部と協議するものとする。この場合において、合理的配慮が必要であると認めるときは、学生特別支援室（以下「支援室」という。）に個別の支援計画を策定させるものとする。

(合意の形成)

第9条 個別の支援計画は、当該学生の合意を得て決定しなければならない。

2 支援委員会および支援室は、当該学生に対し個別の支援計画について十分な説明の機会を設け、合理的配慮の内容に関する共通理解および合意の形成を図るものとする。

(合理的配慮の実施)

第10条 合理的配慮は、要支援学生が所属する学科が、主たる責任を持って実施する。

第11条 支援委員会は、合理的配慮が円滑に行われるよう、関係する各部および各委員会等間の調整を図るものとする。

第12条 支援委員会は、合理的配慮の実施にあたっては、関係する各部・各委員会等への連絡、学外機関との連携等を行うものとする。

(相談対応)

第13条 支援委員会は、合理的配慮が円滑かつ継続的に行われるよう、要支援学生および支援にあたる学生、教職員からの相談に的確に応じ、課題の解決に努めなければならない。

(学生特別支援に係る事務)

第14条 学生特別支援に係る事務は、事務局学生支援部担当において処理する。

(秘密保持義務)

第15条 学生特別支援に従事する者および事務に従事する者は、正当な理由なく、要支援学生および学生特別支援に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(補足)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長および支援委員会が定めることができる。

附 則

この規程は、令和元年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。